

市立小学校における不適切な経理事務について

1 概要

常盤台小学校（保土ヶ谷区）において、令和2年度から令和3年度にかけて、保護者から徴収する学校納入金事務を担当していた副校長が、本来作成すべき金銭出納簿や各種伝票等の会計書類を作成せずに収入及び支出手続きのみを行う不適切な経理事務を行っていました。

また、令和2年度学校納入金について、金銭の出納が不明で必要書類も作成されていなかったため、保護者監査を実施することができず、会計報告が発出されていませんでした。令和3年度学校納入金については、西部学校教育事務所（「西部事務所」）が支援のうえ学校が精査・処理し、学校が保護者監査を実施の上、当該年度中に会計報告を発出しました。

※学校納入金とは、学年費や副教材費、校外学習費など、本来は保護者が業者へ直接支払うべき費用を、学校が保護者から徴収し一括して支払うように処理している会計です。

2 当該職員

副校長 令和2年度から令和3年度に在籍（50歳代 女性）

校長 令和2年度から在籍（50歳代 男性）

3 不適切経理の内容

令和2年度及び令和3年度の学校納入金について、本来作成されるべき各種会計書類が作成されておらず、伝票の起票後に必要な校内の決裁も行われていませんでした。金銭の出入りを記録する金銭出納簿も作成されていなかったため、正確な収入金額及び支出金額が把握できていませんでした。そのため、令和2年度分については、令和2年度末に保護者へ会計報告を発出することができませんでした。

また、令和2年度学校納入金について、1名11,800円の未徴収及び13名49,670円の過徴収が判明しました。未徴収及び過徴収に該当した保護者には、卒業生も含めて学校が直接説明・謝罪の上、徴収及び返金を行いました。その後、全ての支払い完了を確認し、令和2年度学年費の残金について保護者への返金及び繰越処理を行いました。全ての会計処理を終えた結果、抛出不明金105,522円があり、学校はPTAと協議の上、学校から慈善団体へ寄附する方向で検討しています。

4 判明の経緯

令和4年2月	当該学校の保護者と名乗る方から、西部事務所に、「学校納入金の会計報告が発出されていない」という連絡が入る。状況を確認したところ、令和2年度会計報告が作成されておらず、令和3年度についても、本来作成されるべき各種会計書類を作成せずに収入及び支出を行う不適切な事務処理が判明した。
令和4年3月	西部事務所が支援のうえ、学校が令和3年度学校納入金の精査及び処理を行う。学校が保護者監査を実施のうえ、令和3年度会計報告を発出した。
令和4年5月～9月	西部事務所及び学校が、令和2年度学校納入金の精査及び処理を実施した。
令和4年10月	西部事務所が関係職員からの聞き取りを行い、令和2年度学校納入金の納入状況について確認する必要がある保護者に対し、学校が直接確認を実施した。学校が保護者監査を実施のうえ、令和2年度会計報告を発出した。

5 原因

- (1) 当該副校長は、本来作成しなければならない金銭出納簿や各種伝票等の会計書類を作成せずに、収入及び支出処理を行っていました。
- (2) 当該副校長は、事務処理に不慣れなため金融機関への引落依頼データを正確に作成することができず、徴収金額の誤りが発生しました。
- (3) 多くの学校で教職員が行っている発注管理や支払事務について、当該学校では、すべての学年の事務処理を副校長が行っていました。
- (4) 校長は毎月または学期ごとに行う各種会計書類と通帳との照査確認を行っていなかったため、校内における学校納入金事務に対するチェック体制が機能していませんでした。

6 再発防止策

- (1) 学校における再発防止策
 - ア 毎月各種会計書類と通帳との照査確認を行います。未徴収や過徴収があれば、直ちに対応します。
 - イ 令和5年度以降は学校納入金の内容や必要性についてより精査し、徴収金額の縮小や事務処理方法の変更を検討します。
 - ウ 校内における自己点検の定期的な実施により、不適切な経理事務を抑止していきます。
- (2) 教育委員会事務局における再発防止策
 - ア 校長、副校長、教職員に対する経理研修を拡充し、学校納入金に関する具体的な事務処理の流れについて理解を深めます。
 - イ 校長、副校長の実績評価について、引き続き「適正経理」を必須項目とすることで、管理職の規律意識を高め、校内の経理事務に対するマネジメントを強化します。
 - ウ 教育委員会事務局による経理事務調査により、不適切な経理事務を抑止していきます。

7 西部学校教育事務所長のコメント

横浜市立学校における不適切な経理事務が繰り返し発生したことを受け、これまでも教育委員会事務局を挙げて再発防止に向けた取組を進めている中で、このような案件が生じたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

今後はこのようなことがないように、さらなる再発防止の検討・実施に取り組んでまいります。

お問合せ先
教育委員会事務局西部学校教育事務所教育総務課長 古橋 淳二 Tel 045-336-3712